

# 鹿 児 島 県 公 報

令和 5 年 3 月 3 日 (金) 第 392 号 の 2



発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日 ( 毎 週 火 , 金 )

## 目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

### 告 示

○道路の区域の変更 (道路維持課取扱い) 1

### 道 路 公 社 公 告

○指宿有料道路 (Ⅱ期) 及び指宿有料道路 (Ⅲ期) を一の道路として料金を徴収することについての料金の額及び料金徴収期間の公告の一部を変更する公告 (道路公社取扱い) 2

## 告 示

### 鹿児島県告示第181号

道路整備特別措置法 (昭和31年法律第7号) 第17条第1項の規定により、鹿児島県道路公社が次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和5年3月3日から2週間、鹿児島県道路公社及び鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和5年3月3日

鹿児島県知事 塩田康一

| 道路の種類 | 路線名        | 変更の区間  | 変更前後の別 | 敷地の幅員 (メートル)           | 敷地の延長 (メートル)       |
|-------|------------|--|--------|------------------------|--------------------|
| 県道    | 指宿鹿児島インター線 | 鹿児島市喜入一倉町11620番26地先から南九州市知覧町永里字白嶽東谷国有林18林班む小班地先まで  | 前後     | 13.4~43.1<br>16.6~83.1 | 1,143.0<br>1,050.0 |
|       |            | 南九州市知覧町永里字白嶽東谷国有林18林班む小班地先から18林班む1小班地先まで           | 前後     | 12.1~59.2<br>12.1~63.3 | 371.4<br>360.0     |
|       |            | 鹿児島市喜入中名町樋高大谷国有林11林班ね小班地先から12林班つ小班地先まで             | 前後     | 15.9~67.1<br>24.9~85.5 | 934.3<br>855.0     |
|       |            | 鹿児島市喜入中名町樋高大谷国有林12林班つ小班地先から12林班そ小班地先まで             | 前後     | 13.2~39.5<br>22.0~81.6 | 647.6<br>621.8     |
|       |            | 鹿児島市喜入中名町樋高大谷国有林13林班ろ小班地先から南九州市知覧町郡字迫道ノ鼻8857番3地先まで | 前後     | 13.1~74.3<br>16.0~71.4 | 424.7<br>420.0     |
|       |            | 南九州市知覧町郡字迫道ノ鼻8874番7地先から同市知覧町郡字横井8892番11地先          | 前後     | 11.3~43.9<br>12.6~63.5 | 664.2<br>620.0     |

|  |   |             |                                      |                               |
|--|---|-------------|--------------------------------------|-------------------------------|
|  | まで  |             |                                      |                               |
|  | 南九州市知覧町郡字上村頭<br>9880番地先から同市知覧町<br>郡字松林11907番1地先ま<br>で                     | 前<br>後<br>後 | 11.5~54.4<br>11.5~54.4<br>11.9~115.3 | 980.8<br>980.8<br>836.0       |
|  | 南九州市知覧町郡字松林尾<br>上ヶ林国有林21林班ね小班<br>地先から同市知覧町郡字瀧<br>川良尾上ヶ林国有林21林班<br>か小班地先まで | 前<br>後      | 11.7~56.5<br>18.7~105.5              | 550.0<br>460.0                |
|  | 南九州市川辺町野崎字上木<br>場8185番1地先から同市川<br>辺町野崎字今木場8293番1<br>地先まで                  | 前<br>後<br>後 | 14.9~60.3<br>12.2~36.5<br>17.6~81.2  | 753.6<br>753.6<br>620.0       |
|  | 南九州市川辺町野崎字今木<br>場8293番1地先から同市川<br>辺町野崎字駒返り8312番6<br>地先まで                  | 前<br>後<br>後 | 11.9~92.7<br>11.2~96.7<br>12.9~96.7  | 1,201.9<br>1,201.9<br>1,006.3 |

## 道 路 公 社 公 告

指宿有料道路（Ⅱ期）及び指宿有料道路（Ⅲ期）を一の道路として料金を徴収すること  
についての料金の額及び料金徴収期間の公告の一部を変更する公告

指宿有料道路（Ⅱ期）及び指宿有料道路（Ⅲ期）を一の道路として料金を徴収することにつ  
いての料金の額及び料金徴収期間の公告（平成2年3月30日鹿児島県公報第180号登載）の一  
部を次のように変更する。

なお、変更後の料金の適用は、令和5年3月27日からとする。

令和5年3月3日

鹿児島県道路公社理事長 児島優一

第2項料金の項の（注）3を次のように改める。

- 3 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付されている身  
体障害者手帳又は療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通  
知「療育手帳制度について」別紙）の定めるところにより交付されている療育手帳（以下こ  
れらを「手帳」という。）に、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第14条に基づく福祉に関す  
る事務所（市町村又は特別区が設置したものに限る。）若しくは当該事務所を設置していない  
町村又は道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第2条第4項に定める会社（以下  
「会社」という。）及び他の有料道路事業者が共同で設ける申込窓口において、以下のイ又は  
ロの要件を満たすものとして、会社及び地方道路公社が定める「有料道路における障害者割  
引措置実施要領」（以下「要領」という。）に定めるところにより事前に自動車登録番号又は  
車両番号等必要事項の記載の手続がなされた自動車については、料金の割引率を5割以内と  
する。

なお、ETCシステムの利用による料金の納付については、要領に定めるところにより事  
前に登録がなされたETCカード及び車載器（省令第4条第1項第1号に規定する車載器を  
いう。）を共に使用する場合に限るものとする。

イ 手帳の交付を受けている者が、手帳を携行して自ら運転する自動車のうち日常生活の用  
に供され、本人又はその親族等が所有する自動車（営業用の自動車を除く。）で、要領に定  
めるもの

ロ 手帳の交付を受けている者のうち、重度の障害を持つ者として身体障害者福祉法施行規  
則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める障害の等級又は「療育手帳制度の実施  
について」（昭和48年9月27日児発第725号厚生省児童家庭局長通知）の第三に定める障

害の程度に基づき要領に定める者（以下「重度障害者」という。）が手帳を携行して乗車し、その移動のために本人以外の者が運転する自動車のうち日常生活の用に供され、当該重度障害者又はその親族等が所有する（これらの者がこれらの自動車を所有していない場合にあっては当該重度障害者を継続して日常的に介護している者が所有する）自動車（営業用の自動車を除く。）で、要領に定めるもの

また、上記イ又はロの要件を満たす自動車以外の自動車であっても、要領に定めるものについては、要領に定めるところにより本割引を適用するものとする。ただし、当該自動車がETCシステムを利用して無線通行により料金所を通行し料金の納付を行おうとする場合は、要領に定める方法により通行する場合に限る。

第2項料金の項の（注）5を削る。